【物品・役務】 前回からの主な変更点

1.申請方法が、LoGo フォーム入力方式から申請受付システム（CYDEEN（サイディーン））への入力方式に変わりました。
※令和9・10年度入札参加資格審査に係る変更届出も、従来の Logo フォームから当申請受付システム（CYDEEN（サイディーン））での届出に変わります。

2.「物品等」と「警備清掃等」を一つにし、「物品・役務」として以下の3つの資格区分により申請受付します。（登録できる業種及び業種細目は提出要領をご確認ください。）
〇物品の製造
〇物品の販売
〇役務等の提供

3.事業所の所在地区分について、「代表者市内在住」を廃止し、以下の4つの区分となります。
①本店市内
②市内支店営業所
③県内市外
④県外

4.庁舎等設備保守管理業務のうち、「浄化槽保守点検業務（浄化槽管理士）」の登録が不要となりました。

5.「昇降機保守管理業務」の登録が不要となりました。

6.申請できる資格区分及び業種の（3）役務等の提供 2建物管理等各種保守管理における有資格職員の従業員は、申請者との間に直接の雇用関係を有している者であることが必要です。

7. 印刷業者については、自社において印刷機械を保有していることが必要です。（※市指定様式提出必須）

8. 申請受付システム（CYDEEN（サイディーン））への入力方式に伴い、提出様式に変更があります。
①うるま市指定様式【r09 Uruma buppin yoshiki.xlsx】が全業者提出必須です。
※会社の営業実績（旧 buppin05、keibi05）、営業許可や有資格者名簿（旧 keibi04、keibi06）の内容は、こちらの各シートに入力して提出となります。記載例とコメントに

従い、不備がないよう作成してください。

②次の書類は廃止しました。

○うるま市在住従業員名簿（よって、うるま市内在住従業員→事業所へ提出する「同意書」の徴取は不要です）

○使用印鑑届

○貸借対照表及び損益計算書⇒会社の直近決算書を提出

【様式なし】

今回から次の様式はありません。

○登録業者入力（buppin03、keibi03）

○営業内容入力（buppin04）

○登録業種・資格者数入力（keibi04）

○営業実績書（buppin05、keibi05）

⇒うるま市指定様式【r09_Uruma_buppin_yoshiki.xlsx】に入力

○取扱品目表（buppin06）

○取扱品目補足資料（buppin06-2）

○資格職員有資格者名簿（keibi06）

⇒うるま市指定様式【r09_Uruma_buppin_yoshiki.xlsx】に入力